

平成 28 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 : 日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名 : 代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4829 東証第一部)
問合せ先責任者 : 常務取締役 田中 勝
T E L : 0 3 - 5 7 7 4 - 5 7 3 0

新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに平成 27 年 8 月 28 日開催の当社第 27 回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対してストックオプションとして発行する第 7 回新株予約権の募集事項を下記Ⅱ. 1 の要領で決定するとともに、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する第 8 回新株予約権の募集事項を下記Ⅱ. 2 の要領で決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第 8 回新株予約権の発行に関しては、平成 18 年 8 月 25 日開催の第 18 回定時株主総会及び平成 20 年 8 月 27 日開催の第 20 回定時株主総会において、当社取締役に対する報酬等の額及び内容として承認された範囲内で行うものとしております。

記

I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を発行する。

Ⅱ. 新株予約権の発行要領

1. 第 7 回新株予約権について

(1) 新株予約権の割当対象者及びその人数

当社の従業員及び当社子会社の取締役 合計 95 名

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

(3) 新株予約権の総数

258 個

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に 1.05 を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合、次の算式により 1 株当たり行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約若しくは会社分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議は不要の場合は当社取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直

前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
下記（10）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記（8）に準じて決定する。

（10）新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

（12）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（13）新株予約権の割当日

平成 28 年 3 月 18 日

2. 第 8 回新株予約権について

（1）新株予約権の割当対象者及びその人数

当社の取締役 合計 5 名

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が普通株式につき株式の分割（無償

割当を含む。)又は株式の併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

さらに、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

42 個

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額(以下、「行使価額」という。)は、次により決定される1株当たりの価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、その他行使価額を要請することが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額)を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約若しくは会社分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議は不要の場合は当社取締役会で承認されたとき)は、当社は、当社取締役会が定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約

又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
下記（１０）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記（８）に準じて決定する。

（１０）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１１）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 上記①にも関わらず、新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

（１２）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。なお、払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

（１３）新株予約権の割当日

平成 28 年 3 月 18 日

Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項

第 8 回新株予約権（以下「本件ストックオプション」という。）の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける当社取締役のうち植田勝典が当社の支配株主であるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内です定められた規則並びに手続きに従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、上記「Ⅱ. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。なお、本件ストックオプションの発行、割当てに関する本日開催の当社取締役会においては、当該発行、割当ての対象となる当社代表取締役植田勝典は、審議及び決議に参加していません。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日、当社取締役会にて、本件ストックオプションの発行に決議事項について内容及び条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない社外監査役（独立役員）である常勤監査役 小林一弘が、取締役 植田勝典は、当社の代表取締役社長の地位を兼ねるため、同氏に対する本件ストックオプションの付与は、東京証券取引所が定める「支配株主の重要な取引等」に該当するが、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 同氏は本新株予約権の発行に関する審議及び決議に参加していないこと、(3) 本新株予約権は当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、(4) 本件ストックオプションの内容・発行手続に指摘すべき事項も認められないこと、(5) 本新株予約権の発行は当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大につながるものであることから、取締役 植田勝典に対する本件ストックオプションの付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨を意見表明しております。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成 28 年 2 月 18 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」からの抜粋は以下の通りです。

「本報告書提出日時点において、当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者並びに当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社が、合わせて当社の議決権の過半数を所有しております。

当社は、これらの者との間で取引等を行う場合には、金額の多寡にかかわらず、特別な利害関係を有する取締役を除く取締役会において、取引内容及び条件の公正性・妥当性を審議のうえ、その決議をもって適切に対応してまいります。」

本件ストックオプションの発行は以上の指針に基づいて決議しました。

以 上